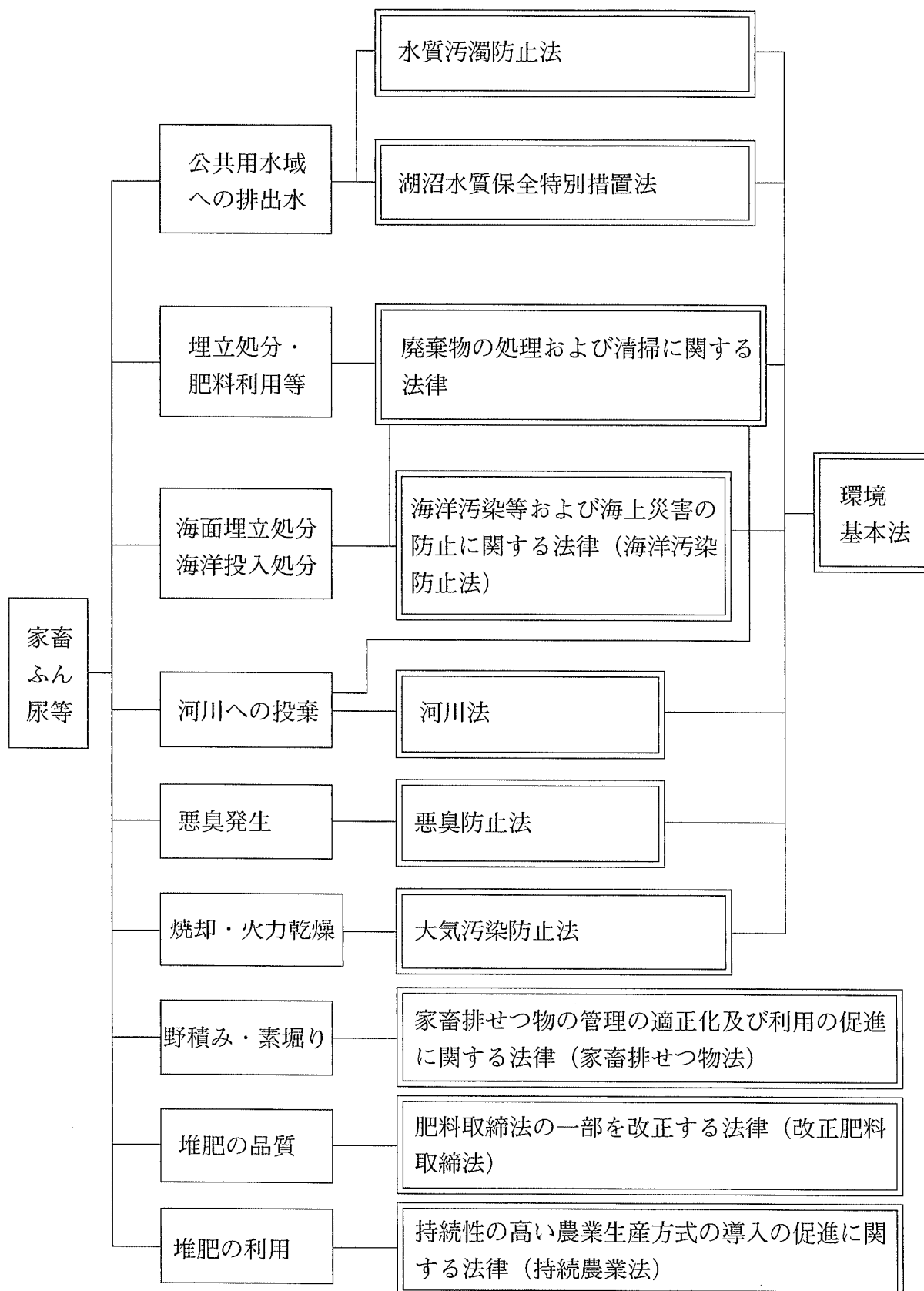


巻末資料 関連する法規

1. 畜産環境保全関係の法規制の概要



環境基本法は環境省が所管するもので、環境の保全について基本理念を定めその推進を図るとともに、国、地方公共団体などの責務を明らかにするものである。家畜排せつ物法、改正肥料取締法、持続農業法は農水省所管のもので、農業環境三法といわれる。

2. 環境基本法

平成5年施行。日本の環境施策の根幹をなすもので、地域・地球環境問題の認識が高まるなかで、環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにしている。また、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的、計画的に推進するものである。これを受けて平成6年に環境基本計画が策定され、「環境への負荷の少ない循環」、「自然との共生」などを掲げ、その実現のための基本的な方向、実施手段などを定めている。

環境基本法は大気汚染、水質汚濁、悪臭、廃棄物等々の規制が体系づけられており、農業に関連の深いものが多い。

水質に関する規制では、(1)人の健康の保護に関する環境基準、(2)生活環境の保全に関する環境基準があり、(1)については26項目が定められており、すべての公共用水域、地下水に適用されている。水質汚染が懸念され、欧米ではメトヘモグロビン血症で死亡例が認められている硝酸性窒素および亜硝酸性窒素については平成11年の改正で環境基準に追加された。(2)については河川、湖沼、海域ごとにpH、BOD、大腸菌群数などの環境基準が定められている。これら水質汚染を解消するためには、農業分野においても化学肥料や家畜ふん尿の適正施用など環境保全型農業の一層の推進が求められている。

3. 水質汚濁防止法

昭和45年制定。公共用水域の水質汚濁および地下水汚染の防止を図るために特定事業所（工場および事業場）の排水について排水基準を定めるとともに有害物質の地下浸透が制限されている。畜産業においては総面積50㎡以上の豚房、総面積200㎡以上の牛房、総面積500㎡以上の馬房が特定施設と規定される。

排水基準には有害物質、生活環境項目等あわせて41の項目があるが、畜産に関係が深い項目と許容限度は以下の通りである。

(1)有害物質の排水基準

① アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物：100mg/L（アンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の含量として）^{注1}

(2)生活環境項目などの排水基準^{注2}

①pH： 河川・湖沼 5.8～8.6
海域 5.0～9.0

②BOD： 160mg/L（日平均120）

③COD： 160mg/L（日平均120）

④SS： 200mg/L（日平均150）

⑤窒素： 120mg/L（日平均60）^{注3}

⑥リン： 16mg/L（日平均8）^{注4}

⑦大腸菌群数：日平均3000個/㎖以下

注1：畜産業における暫定基準：900mg/L、平成19年6月まで。

注2：生活環境項目は排水量50㎡/日以上の実業場に適用される。さらに、窒素・リンについては環境大臣が定めた水域に限り適用される。

注3：畜産業における暫定基準：190mg/L（日平均150）、平成20年9月まで。

注4：畜産業における暫定基準：30mg/L（日平均24）、平成20年9月まで。

都道府県知事は特定事業場の排水が排水基準に適合しないおそれがあると判断した場合は、期限を定めて特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、または特定施設の使用もしくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昭和45年制定。家畜ふん尿は産業廃棄物であり、農業者が自ら適正に処理しなければならないことを定めている。家畜ふん尿を肥料として利用する場合は以下の基準に適合した方法をとらなければならない。

(1) 市街的形態をなしている区域内

- | | |
|----------|--------|
| ①発酵処理 | ②乾燥・焼却 |
| ③化学処理 | ④尿のみ分離 |
| ⑤処理施設で処理 | ⑥十分に覆土 |

(2) その他の区域内

生活環境に係わる被害が生じるおそれがない方法により使用

5. 悪臭防止法

昭和46年制定。規制地域における悪臭物質の基準が定められている。規制地域は住居が集合している地域などで、都道府県知事が指定する。規制の対象となる悪臭物質として22の物質が指定されており、畜産に係わりの深い悪臭物質と規制基準は以下の通り。

敷地境界線における規制基準 (ppm)	
アンモニア	1～5
メチルメルカプタン	0.002～0.01
硫化水素	0.02～0.2
硫化メチル	0.01～0.2
トリメチルアミン	0.005～0.07
プロピオン酸	0.03～0.2
ノルマル酪酸	0.001～0.006
ノルマル吉草酸	0.0009～0.004
イソ吉草酸	0.001～0.01

都道府県知事は規制地域内の事業場からの悪臭物質の排出が規制基準に適合しないため、その不快なおいにより生活環境が損なわれていると認められる場合には、施設の改善や悪臭物質の排出を減少させるための措置をとるよう勧告できる。勧告に従わないときは勧告に係わる措置をとるよう命ずることが出来る。

平成7年に法律が改正され、特定悪臭物質濃度による規制では対処が難しい複合臭などに対処するため官能試験による「臭気指数」を用いた規制基準を導入できることとなった。この場合、臭気指数ないし悪臭物質による規制の採用は地方自治体が選択することになっており、現在、札幌市が臭気指数による規制を採用している。

6. 家畜排せつ物法(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)

平成11年施行。本法律では家畜排せつ物の管理の適正化の措置および家畜排せつ物の利用促進のための措置から構成されている。前者の管理の適正化においては、「ふん尿の処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有する物とすること」ならびに「尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とすること」の管理基準が示されている。これによって、家

畜ふん尿の野積み、尿やスラリーの素堀り貯留が禁止され、平成16年11月から罰則が適用される。また、施設の定期点検や家畜排せつ物の記帳などが義務づけられている。

7. 肥料取締法

平成11年に法律の一部が改正され、堆肥（家畜ふん尿、食品残渣など）のような特殊肥料については、品質のばらつきが大きくその品質を識別することが困難であることから、適切な施肥を行うために生産業者等が守るべき表示の基準を定めた。表示事項の内容は①肥料の種類・名称、②成分の含有量（窒素、りん酸、加里等）、③原料の種類（牛ふん、稲わら等）などである。

8. 持続農業法（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律）

平成11年施行。農地の生産力の維持増進および良好な営農環境の確保をめざすものであって、土壤診断に基づく堆肥の適正施用による土づくりや化学肥料の施肥量、農薬散布回数の低減をねらいとしている。この目標を達成するため、農業者が都道府県知事からエコファーマーに認定されると農業改良資金の償還期間延長や必要な機械、施設を取得する際には税制上の優遇措置が設けられている。